

## 低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料

H24. 12 鳥取県住宅政策課

### 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（法第53条第1項）

(1) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をしない場合

表

区分		認定申請手数料(※1)	
		登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	1戸	32,000円	4,000円
	2戸～5戸	64,000円	9,000円
	6戸～10戸	91,000円	16,000円
	11戸～25戸	128,000円	27,000円
	26戸～50戸	184,000円	43,000円
	51戸～100戸	262,000円	76,000円
	101戸～200戸	357,000円	122,000円
	201戸～300戸	467,000円	153,000円
	301戸～	548,000円	163,000円
共同住宅の共用部分	300㎡以下	101,000円	9,000円
	300㎡超～2,000㎡以下	169,000円	27,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以下	262,000円	76,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	336,000円	120,000円
	10,000㎡超～25,000㎡以下	403,000円	153,000円
	25,000㎡超	469,000円	190,000円
非住宅部分	300㎡以下	224,000円	9,000円
	300㎡超～2,000㎡以下	358,000円	27,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以下	509,000円	76,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以下	623,000円	120,000円
	10,000㎡超～25,000㎡以下	737,000円	153,000円
	25,000㎡超	841,000円	190,000円

※1 上記は申請区分による認定申請手数料表となります。建築物全体で認定を受けようとする場合、認定申請に係る部分を合算した額が認定申請手数料となります。

(2) 認定申請に併せて、建築確認の申し出をする場合

上記(1)の表に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の額に定める額を加算した額

### 2 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（法第55条第1項）

(1) 変更認定申請に併せて、確認の申し出をしない場合

次の(ア)～(エ)までに定める額を合計した額

- (ア) 増加する住宅の戸数に応じ、上記1の(1)の表のうち「住宅の用に供する部分」に定める額
- (イ) 変更する住宅の戸数に応じ、上記1の(1)の表のうち「住宅の用に供する部分」に定める額の1/2の額
- (ウ) 変更後の共用部分（増加する共用部分を除く）の床面積の1/2の面積に、増加又は減少する共用部分の床面積を加えた面積に応じ、表の「共同住宅の共用部分」に定める額
- (エ) 変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く）の床面積の1/2の面積に、増加又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、表の「非住宅部分」に定める額

(2) 変更認定申請に併せて、確認の申し出をする場合

上記2の(1)に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の額に定める額を加算した額